琉球大学学術リポジトリ

いじめ防止基本方針に基づく学校チェックリストの 作成

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部附属教育実践総合センター
	公開日: 2016-01-15
	キーワード (Ja): いじめ防止対策推進法,
	いじめ防止基本方針, 学校いじめ防止基本方針,
	チェックリスト
	キーワード (En):
	作成者: 吉田, 浩之, Yoshida, Hiroyuki
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/33085

いじめ防止基本方針に基づく学校チェックリストの作成

吉田 浩之*

Development of school checklist based on the bullying prevention basic policy

Hiroyuki Yoshida*

いじめ防止対策推進法(以下,「本法律」)の施行及びいじめ防止基本方針(以下,「国の基本方針」)の公示から1年以上が経過したが,法律で求められる取組や対応を計画・実行できるところまで,教育現場は追いついていない状況がみられる。文部科学省調査によると,市町村の地方いじめ防止基本方針(以下,「地方の基本方針」)の策定率は40.5%(沖縄県12.2%)である。地方の基本方針の未策定は、学校と当該教育委員会の連携による法律に則った対応が十分にできない状況を示している。また,著者が教員対象に実施した学校いじめ防止基本方針に関する調査結果からは、多くの学校で策定内容や教職員間の共有化に課題がみられ、法律に則った学校における取組の実行性が乏しい現状がうかがえた。

本研究では、本法律に則った学校における取組の推進に役立つように、国の基本方針に則った標準的な項目・内容で構成される取組チェックリストを提案することを目的とした。その結果、「学校いじめ防止基本方針、いじめ対策委員会、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置、その他の留意事項、重大事態への対処」の7項目に103のチェック項目からなるチェックリストを作成した。

Key words:いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針、 チェックリスト

I. 問題と目的

1. いじめ防止対策推進法の公布・施行

第183回国会においていじめ防止対策推進法 (以下,「本法律」)が成立し,2013年6月28日に, 平成25年法律第71号として公布された(文部科 学省,2013a).

本法律は、いじめが、いじめを受けた児童等

の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身 の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与 えるのみならず、その生命又は身体に重大な危 険を生じさせるおそれがあるものであることに 鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的か つ効果的に推進するため、いじめの防止等のた めの対策に関し、基本理念を定め、国及び地方

^{*} 琉球大学教育学部

公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、2013年9月28日に施行された。

なお,本法律は,第1章(総則),第2章(いじめ防止基本方針等),第3章(基本的施策),第4章(いじめの防止等に関する措置),第5章(重大事態への対処),第6章(雑則),附則で構成され,また,衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議が付されている(文部科学省,2013c).

2. 本法律の第1章(総則)の概要

本法律の第1章 (総則) を概観すると (文部 科学省, 2013b), 本法律の目的は, 児童等(児 童又は生徒) の尊厳を保持するために, いじめ の防止等(いじめの防止、いじめの早期把握. いじめへの対処)の対策を総合的かつ効果的に 推進することにある (第1条関係). また、い じめの防止等のための対策は、いじめが全ての 児童等に関係する問題であることに鑑み、児童 等が安心して学習その他の活動に取り組むこと ができるよう、学校の内外を問わずいじめが行 われなくなるようにすることを旨として行われ なければならない (第3条関係)、なお、本法 律において「いじめ」とは、児童等に対して、 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当 該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理又は物理的な影響を与える行為(イン ターネットを通じて行われるものを含む)で あって、当該行為の対象となった児童等が心身 の苦痛を感じているものとし (第2条関係), 児童等は、いじめを行ってはならないことが規 定されている (第4条関係).

3. いじめ防止基本方針と地方及び学校いじめ 防止基本方針

本法律においては、国に対し、いじめの防止 等のための対策を総合的かつ効果的に推進する ための基本的な方針(いじめ防止基本方針)の 策定を求めているとともに(第11条)、地方公 共団体に対しては、いじめ防止基本方針(以下、「国の基本方針」)を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針(地方いじめ防止基本方針)の策定に努めるよう求め(第12条)、また、学校に対しては、国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針(以下、「地方の基本方針」)を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針(学校いじめ防止基本方針)の策定を求めている(第13条).

そして、「いじめ防止基本方針の策定について(通知)」(文部科学省,2013d)には、地方公共団体及び学校では、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じた基本的な方針の策定や、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、速やかに取組を進めていくことが示されている。

4. 地方の基本方針の策定率と重大事態への対 処からみた課題

4.1 重大事態の規定

本法律の第28条には、「重大事態」について 規定されている(資料1). 国の基本方針(文 部科学省, 2013e) をみると, 「4 重大事態へ の対処」の「(1) 学校の設置者又は学校によ る調査, i) 重大事態の発生と調査」の「① 重大事態の意味について」には、第1号と第2 号のケースについて具体的に例示されている. 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」 については、いじめを受ける児童生徒の状況に 着目して判断し、例えば、「児童生徒が自殺を 企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場 合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精 神性の疾患を発症した場合」などのケースが想 定されるとしている. また, 第2号の「相当の 期間」については、年間30日を目安としながら、 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているよ うな場合には、上記の目安にかかわらず、学校 の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に 着手することが必要であるとしている. また. 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に 至ったという申立てがあったときは、その時点 で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

大事態とはいえない」と考えたとしても、重大 事態が発生したものとして報告・調査等に当た るとしている.

また、「③調査の趣旨及び調査主体について」には、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断することとし、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられ、学校が調査主体となる場合、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならないと記されている。なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、本法律の第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましく、この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましいとしている。

4.2 重大事態の発生件数

「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省,2014)によると,本法律の施行後から2014年10月1日までの状況をみると,「重大事態」の発生件数は181件(第1号76件,第2号123件,両方に該当する場合は,それぞれに計上),そのうち,当該学校が調査主体となった件数は161件(第1号65件,第2号111件)で,当該学校の設置者(当該学校以外)が調査対象となった件数は15件(第1号11件,第2号7件)となっている。また,調査主体を検討中の件数は5件となっている。

4.3 地方の基本方針の策定率

地方の基本方針の策定は本法律上では努力義務となっているが、都道府県単位の地方の基本方針の策定率は97.9%、市町村単位の地方の基本方針の策定率は40.5% (沖縄県12.2%) である. また、学校いじめ防止基本方針の策定率は小学校97.7% (沖縄県96.0%)、中学校96.2% (沖縄県94.2%)、高等学校92.1% (沖縄県72.7%)、特別支援学校94.1% (沖縄県64.7%) となっている.

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(第22条関係)」を設置した学校の割合は、小学校98.8% (沖縄県95.6%)、中学校98.6% (沖縄県93.5%)、高等学校97.1% (沖縄県80.3%)、特別支援学校97.2% (沖縄県82.4%) となっている.

4.4 地方の基本方針の策定率からみた課題

たとえば、重大事態が発生した場合には、学校は当該教育委員会に報告し調査主体が決まるが、地方の基本方針には、重大事態の調査主体となる附属機関や重大事態への対処を含めた学校との連携について示され、それに記された内容を受けて、学校と当該教育委員会による連携や対処を具体的に進めていくことになる。また、重大事態への対処に限らず、たとえば、学校におけるいじめの有無を確認した結果は、当該教育委員会に報告することになっているが、その手続きや報告様式などを学校と当該教育員会が事前に申し合わせ、具体的に用意をしておくことが円滑な連携・対応には必要になる。

地方の基本方針の未策定は、学校と当該教育委員会による本法律を踏まえた連携・対応を十分に進めることができない状況を示唆するものである。しかし、実際には、本法律の施行後の1年間で181件の重大事態がすでに発生している。

5. 学校いじめ防止基本方針の策定状況に関す る調査

5.1 調査対象と方法

著者が講師を担当し、本法律に関連する内容を取り扱う免許更新講習(2014年8月)の研修時間内で、受講者(小学校33名、中学校30名、高校34名、計97名)について、学校いじめ防止基本方針の策定や公開等の状況を把握するために、質問項目を設定したシートを用意し記入を求め回収した、質問項目は、資料2に示す通りである。

5.2 調査結果

質問項目への回答結果は,表1と表2に示す 通りである. なお,回答率は93.8% (91名回答) であった.

表1より、「学校いじめ防止基本方針を策定している」と回答したのは41.8%(小学校43.3%、中学校50%、高校33.3%)であった。国の基本方針では、学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することとされているが、「公開している」と回答したのは14.3%(小学校10%、中学校23.3%、高校10%)であった。学校いじめ防止基本方針の内容を「十分に共有」、あるいは「おおむね共有」を合わせると29.7%(小学校36.7%、中学校39.3%、高校15.2%)であった。

表2より、「学校いじめ防止基本方針を策定している」と回答した中で、「公開している」と回答したのは34.2%であった。「学校いじめ防止基本方針を策定している」と回答した中で、その内容について「校内教職員間での共有が不十分である」と回答したのは39.5%であった。学校いじめ防止基本方針が十分に共有されていないことは、法律に則った学校における取組が実行できないことを示している。また、「学校いじめ防止基本方針を策定しているが公開はしてない」という回答が65%を超えていた。本法律や国の基本方針で示す基本的事項について、学校現場における理解が十分でない状況がうかがえる。

本法律の第8条には、いじめの防止等に学校 全体で取り組むことが学校および教職員の責務 として規定されている。いじめ防止等に組織的 に取り組むことは、本法律の肝になるところで

資料2 学校いじめ防止基本方針に関する質問項目

以下の①②③の現状について、所属学校を対象に回答してください. なお、回答しにくい場合やよくわからない場合には、回答の必要はありません.

- ①学校いじめ防止基本方針を策定している (2つから選択し該当に口してください)
- □ 策定している, □ 策定していない
- ②学校いじめ防止基本方針を公開している (2つから選択し該当に図してください)
 - □ 公開している,□ 公開していない
- ③学校いじめ防止基本方針の内容を校内教職員間で共有している(3つから選択し該当に☑してください)
 - □ 十分, □ おおむね, □ 不十分

策 定 公 開 共 有 0 0 十 分 X X おおむね 不十分 小 学 校 (n=30) 13 17 3 27 2 9 19 中学校(n=28) 14 7 14 21 1 10 17 髙 校 (n=33) 11 22 3 30 0 5 28 合 計 (n=91) 38 53 13 78 3 24 64

表1 学校いじめ防止基本方針に関する調査結果

表 2 学校いじめ防止基本方針を「策定している」回答のクロス集計

	公 開〇	公 開× -		共 有		
	A 1#10	ム州へ	十 分	おおむね	不十分	
小 学 校 (n=13)	3	10	2	7	4	
中学校 (n=14)	7	7	1	8	5	
高 校 (n=11)	3	8	0	5	6	
合 計 (n=38)	13	25	3	20	15	

あり、学校いじめ防止基本方針を全教職員で共有することは前提と言える。また、本法律の主たる対象者である児童生徒をはじめ、保護者や地域等に学校いじめ防止基本方針を公開・説明し、共有していなければならない。学校いじめ防止基本方針が、とりいそぎ策定され、国の基本方針に規定の事項を網羅できず、かつ実行性の乏しい内容になっている可能性がうかがえる。

6. チェックリストの作成

国の基本方針の「3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の「(2) 学校いじめ防止基本方針の策定」には、学校いじめ防止基本方針に盛り込む項目・内容について次のように記されている。「いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修を定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。」とされている。

また、「校内研修等、いじめへの対応に係る 教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの 早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等 をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底する ため、チェックリストを作成・共有して全教職 員で実施するなどといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる」と記されている.

さらに、「より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきとんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおくことが望ましい」とされている。

このように、国の基本方針では、学校いじめ防止基本方針に盛り込む項目・内容を示すとともに、それらのいじめの防止等全体に係る内容に関する学校における取組方法等を徹底し、より実効性の高い取組を実施するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施し、その結果を組織的に点検し改善を図っていくことを求めている。すなわち、国の基本方針が示すいじめの防止等全体に係る内容を盛り込み、学校いじめ防止基本方針の内容に対応する項目で構成されるチェックリストを作成し、それを用いて、学校ごとにいじめの防止等全体に係る取組について検証することが求められている。

したがって、国の基本方針から項目・内容を 抽出したチェックリストを作成することができ れば、学校いじめ防止基本方針に盛り込むことが求められる項目・内容の標準的な指標になることから、各学校が学校いじめ防止基本方針の策定内容や取組の不足点について点検・検証する場合に役立つものと考えられる.

7. 本研究の目的

本法律の施行及び国の基本方針の公示から1 年以上が経過したが、法律で求められる取組や 対応を計画・実行できるところまで、教育現場 は追いついていない状況がみられる. 地方の 基本方針(市町村)の策定率は40.5%(沖縄県 12.2%) で、地方の基本方針の未策定は、学校 と当該教育委員会の連携による法律に則った対 応が十分にできない状況を示している。また、 著者が教員対象に実施した関連する調査結果か らは、多くの学校で学校いじめ防止基本方針の 策定内容や教職員間の共有化に課題がみられ、 本法律に則った学校による取組の実行性が乏し い現状がうかがえた. なお,国の基本方針では、 いじめの防止等全体に係る内容に関する学校で の取組方法等を徹底し、より実効性の高い取組 を実施するため、チェックリストを作成・共有 して全教職員で実施し、その結果を組織的に点 検し改善を図っていくことを求めている.

学校における取組状況の点検評価に利用することになるチェックリストは、学校におけるいじめの防止等全体に係る内容を記述することになる学校いじめ防止基本方針の項目・内容に対応することになる、そこで、国の基本方針から項目・内容を抽出したチェックリストがあれば、各学校が学校いじめ防止基本方針の策定内容や取組について、法に則っているか点検・検証する場合の指標として役立つと考えられる。したがって、国の基本方針に基づくチェックリストの作成は、本法律に則った学校での取組の実行性に課題がみられる現状において、その改善に資するものと考えられる。

そこで本研究では、国の基本方針に示された内容からチェックリストの項目・内容を抽出し、本法律に則った標準的な項目・内容で構成される取組チェックリストを提案することを目的とした.

Ⅱ. チェックリスト項目の抽出

1. チェックリスト項目の対象

国の基本方針には、学校が取り組むべき内容について記されているが、それに該当する「第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の「3いじめの防止等のために学校が実施すべき施策(p21-25)」と、「4重大事態への対処、(1)学校の設置者又は学校による調査(p25-35)」で項目として記されているものをチェックリストの項目として抽出する。上述の「3いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の項目は、次の(1)~(4)である。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置 (p21)
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定 (p21-22)
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (p22-24)
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (p24-25)

なお、(4)で別添が示され、その項目は「いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置、その他の留意事項(①組織的な指導体制;②校内研修の充実;③校務の効率化;④学校評価と教員評価;⑤地域や家庭との連携)」となっている。

2. チェックリストの項目

1によりチェックリストの項目を抽出した結果は、次の(1)~(7)である.

- (1) 学校いじめ防止基本方針
- (2) いじめ対策委員会(学校におけるいじめの 防止等の対策のための組織は,国の基本方 針では,いじめ対策委員会と例示のため) (3) いじめの防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめに対する措置
- (6) その他の留意事項(組織的な指導体制, 校内研修の充実,校務の効率化,学校評 価と教員評価,地域や家庭との連携)
- (7) 重大事態への対処

また、以上の7項目ごとの内容(文章)は、 国の基本方針に記されている内容から、抽出・ 整理していくようにする.

Ⅲ. チェックリストの実際

チェックリストの7項目とその内容(文章)は、表3から表9の通りである。なお、チェックリスト項目を学校現場で利用することを想定し作成した点検評価用のチェックリストは、本論末に付録として示した。

1. 学校いじめ防止基本方針

チェックリストの項目「学校いじめ防止基本 方針」の内容について,国の基本方針 (p21-22) に記された内容を抽出・整理し、表3のように まとめた. なお,各項目の文末は,点検評価用に進行形の文言にした. また,表3①~⑦の内容の記載順は,基本的に国の基本方針に記されている内容順で示した. 以上の点については,表3から表9で同様にした.

2. いじめ対策委員会

チェックリストの項目「いじめ対策委員会」の 内容について、国の基本方針 (p22-24) に記され た内容を抽出・整理し、表4のようにまとめた.

表3 「学校いじめ防止基本方針」のチェックリスト項目・内容

- ①国の基本方針又は地域の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて作成している
- ②いじめの防止等の取組を行う基本的な方向や取組の内容を定めている
- ③いじめの防止、早期発見、早期対応の年間計画及び取組内容が示されている
- ④教育相談体制、生徒指導体制、校内研修について示している
- ⑤方針を検討する段階から、保護者や地域の方等が参画し、児童生徒の意見も取り入れている
- ⑥いじめ防止等の取組に、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保されている
- ⑦いじめ防止,いじめの早期発見,いじめへの対処に関する取組方法を具体的に定め,チェック リストを作成・共有して全教職員で実施している

表4 「いじめ対策委員会」のチェックリスト項目・内容

- ①複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成している
- ②取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行っている
- ③いじめの相談・通報の窓口を具体的に示している
- ④いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報が集まり、その記録が保存されている
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いている
- ⑥いじめの情報が迅速に共有できている
- ⑦的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制になっている
- ⑧いじめであるかどうかの判断を組織として行っている
- ⑨教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て組織に報告・相談している
- ⑩集められた情報は個別の児童生徒ごとなどに記録し. 情報の集約と共有化に役立てている
- ⑪学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しをしている
- ⑩個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては関係の深い教職員も対応に参加している
- ⑬適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう,構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担している

3. いじめの防止

チェックリストの項目「いじめの防止」の内容について、国の基本方針(p24及び別添2のp1-3)に記された内容を抽出・整理し、表5のように小項目ごとにまとめた.

4. いじめの早期発見

チェックリストの項目「いじめの早期発見」の内容について、国の基本方針(p25及び別添2のp3-5)に記された内容を抽出・整理し、表6のようにまとめた。

5. いじめに対する措置

チェックリストの項目「いじめに対する措置」 の内容について、国の基本方針(p25及び別添 2のp5-8) に記された内容を抽出・整理し、表7のように小項目ごとにまとめた.

6. 「重大事態への対処」

チェックリストの項目「重大事態に対処」の 内容について、国の基本方針(p25-33)に記さ れた内容を抽出・整理し、表8のように小項目 ごとにまとめた。

7. その他の留意事項

チェックリストの項目「その他の留意事項」の内容について、国の基本方針(別添2のp8-9)に記された内容を抽出・整理し、表9のように小項目ごとにまとめた。

表5 「いじめの防止」のチェックリスト項目・内容

いじめについての共通理解

- ①いじめはどの子供にも起こりうる,どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという認識を共 有している
- ②児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組んでいる
- ③いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っている
- ④日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を 学校全体に醸成している
- ⑤常日頃から, 児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として, 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示している

いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実, 読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育んでいる
- ②幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養っている
- ③自他の意見の相違があっても,互いを認め合いながら建設的に調整し,解決していける力を育 てている
- ④自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育てている

いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう, 一人一人を大切に した分かりやすい授業づくりを進めている
- ②学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めている
- ③ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで 発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育んでいる
- ④児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っている
- ⑤集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、 互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっている

⑥教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることの ないよう、指導の在り方に細心の注意を払っている

自己有用感や自己肯定感を育む

- ①児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に 提供し、児童生徒の自己有用感が高められるようにしている
- ②自己肯定感を高められるよう,学校の教職員はもとより,家庭や地域の人々などにも協力を求め,幅広い大人から認められるよう工夫するとともに,困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けている
- ③異学校種や同学校種間で適切に連携し、社会性や自己有用感・自己肯定感を発達段階に応じて 身に付いていくように取り組んでいる

児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ①児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など, 児童生徒自らがいじめの問題について学び, そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え, 児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進している
- ②児童生徒の「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学んでいる
- ③児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥らず、児童会・生徒会がいじめの防止に、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックしつつ、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけている

表6 「いじめの早期発見」のチェックリスト項目・内容

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを共有している
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知している
- ③定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整 え、いじめの実態把握に取り組む
- ④日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有している
- ⑤暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等,特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては,被害者からの訴えがなかったり,周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応している

表7 「いじめに対する措置」のチェックリスト項目・内容

いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には, 真摯に傾聴し, また, いじめの疑いがある行為には, 早い段階から的確に関わりを持ち, いじめられた児童 生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保している
- ②発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行っている
- ③事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒 の保護者に連絡している
- ④いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為と認めるときは、いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処するようにしている

いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児 竜生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導している
- ②いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない」 ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意している
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報や個人情報等,取り扱いやプライバシーには十分に留意して対応をしている
- ④いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保している
- ⑤いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員,家族,地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくっている
- ⑥いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るようにしている
- ⑦いじめが解決したと思われる場合でも,継続して十分な注意を払い,折りに触れ必要な支援を 行っている

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ①加害児童生徒を指導する場合,謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく,社会性の向上等,児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行っている
- ②いじめがあったことが確認された場合,複数の教職員が連携し,必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとっている
- ③事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保 護者に対する継続的な助言を行っている
- ④いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅か す行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させている
- ⑤いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、 健全な人格の発達に配慮した指導を行っている
- ⑥いじめの状況に応じて,心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下,特別 の指導計画による指導のほか,さらに出席停止や警察との連携による措置も含め,毅然とし た対応をしている
- ⑦いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒(学校教育法第11条の規定に基づき)を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行っている

いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えている
- ②はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為で あることを理解させている
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度 を行き渡らせるようにしている
- ④いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するようにしている

⑤全ての児童生徒が,集団の一員として,互いを尊重し,認め合う人間関係を構築できるような 集団づくりを進めている

ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を とっている
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合,プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり,情報を削除したりできるようになっているので,プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じている。こうした措置をとるに当たり,必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにしている
- ③早期発見の観点から,学校の設置者等と連携し,学校ネットパトロールを実施することにより, ネット上のトラブルの早期発見に努めている
- ④児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知している
- ⑤パスワード付きサイトやSNS (ソーシャルネットワーキングサービス),携帯電話のメール を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めている

表8 「重大事態への対処」のチェックリスト項目・内容

重大事態の意味

- ①児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき,迅速に事実関係 を明確にするための調査手続きに着手している
- ②いじめにより欠席することを余儀なくされている疑いがあり、年間30日以上、あるいは児童生 徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に事実関係を明確にするための 調査手続きに着手している
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たっている

調査の趣旨、調査主体、調査を行うための組織

- ①重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、また、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、地方公共団体の長による調査を実施することも想定している
- ②組織の構成については、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない 者により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めている
- ③学校が調査の主体となる場合,調査を行う迅速性に欠けることがないようにあらかじめ,基本 構成員を想定している

事実関係を明確にするための調査

- ①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしている
- ②学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいる
- ③いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行い、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施している
- ④調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めている

- ⑤いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をしている
- ⑥いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などに着手している

その他留意事項

- ①関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合を想定し対策をしている
- ②児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるととも に、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意している
- ③他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明している
- ④質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行っている
- ⑤調査結果の報告の説明を受けた後、そのいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査 結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付するようにしている

表9 「その他の留意事項」のチェックリスト項目・内容

組織的な指導体制

- ①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力する体制を確立している
- ②一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策の ための組織(いじめ対策委員会)」で情報を共有し、いじめへの組織的な対処を可能とするよう、 平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図っている
- ③いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に 引き継いだり情報提供したりできる体制をとっている

校務の効率化

①教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図っている

校内研修

- ①いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組について校内研修を行っている
- ②全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内 研修を行っている
- ③教職員の異動等によって,教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために,年間計画に位置づけた校内研修を実施している

学校評価と教員評価

①学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいる

②教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにしている

地域や家庭との連携

- ①学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図っている
- ②学校, PTA, 地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり, 学校運営 協議会を活用したりするなど, 地域と連携した対策を推進している
- ③より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、 地域が組織的に連携・協働する体制を構築している

Ⅳ. 今後の課題

本研究で提案したチェックリストは、国の基本方針から抽出し、各学校からみて標準的な項目・内容として参考にできるように作成した、今後は、学校現場で本チェックリストを利用した実践結果を分析し、有効性や課題を見いだしていく必要がある。

学校いじめ防止基本方針には、学校におけるいじめ防止等全体に係る方針と内容を具体的に示すことになり、チェックリストは、学校いじめ防止基本方針の内容と対応することになる、ホームページ上で公開されている学校いじめ防止基本方針をみると、本チェックリストに対応する項目・内容を網羅したもの、チェックリストを用いた取組の点検・改善に関する記述がみられるもの、実際にチェックリストを示したものなどは、わずかに確認できる程度であった。

チェックリストに限らず、現状では本法律で 求められる内容に、教育現場が十分に追いつい ていない点がみられるが、たとえば、重大事態 が発生し、それに対して迅速かつ法的に適正に 対応できなければ、法律に則っていないとして、 教育現場が不備な点を指摘される可能性が想定 される。本法律に則って適正に対応できる体制や 状況を、教育現場では万全に整えることが求めら れる。教育現場における緊急的な課題である。

V. 引用文献

文部科学省(2013a).「いじめ防止対策推進法の 公布(通知)について」初等中等教育局児童生 徒課 平成25年6月28日httm> (平成25年12月7日)

文部科学省 (2013b).「いじめ防止対策推進 法のあらまし」 初等中等教育局児童生徒課 平成25年 6 月28日httm> (平成25年12月7日)

文部科学省(2013c).「いじめ防止対策推進法」初等中等教育局児童生徒課 平成25年6月28日http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm (平成25年12月7日)

文部科学省 (2013d).「いじめ防止基本方針の策定 について (通知)」 初等中等教育局児童生徒課 平成25年10月11日httm> (平成25年12月7日)

文部科学省(2013e).「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学大臣決定 平成25年10月11日

文部科学省(2014).「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」初等中等教育局児童生徒課 平成26年10月16日

付録 学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト

			学校全体の状況 (該当	えについて評価 に〇)
	学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト(点検評価用)		4: とてもあてはまる 3:少しあてはまる 2:あまりあてはまらない 1:全くあてはまらない	
\vdash		①国の基本方針又は地域の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて作成している		振り返り記入
	1	②いじめの防止等の取組を行う基本的な方向や取組の内容を定めている	4-3-2-1	
₩	1 学	③いじめの防止、早期発見、早期対応の年間計画及び取組内容が示されている	4-3-2-1	
茶	校	④教育相談体制,生徒指導体制,校内研修について示している	4-3-2-1	
芳	4	⑤方針を検討する段階から、保護者や地域の方等が参画し、児童生徒の意見も		
針	じ	取り入れている	4-3-2-1	
	Ø.	⑥いじめ防止等の取組に、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保されている	4-3-2-1	
1	防止	⑦いじめ防止, いじめの早期発見, いじめへの対処に関する取組方法を具体的	4-3-2-1	
	ш.	に定め,チェックリストを作成・共有し全教職員で実施している	4-0-2-1	
		①複数の教職員, 心理, 福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係 者により構成している	4-3-2-1	
		②取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行っている	4-3-2-1	
		③いじめの相談・通報の窓口を具体的に示している	4-3-2-1	
		④いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報が集まり、 その記録が保存されている	4-3-2-1	
		⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いている	4-3-2-1	
	2	⑥いじめの情報が迅速に共有できている	4-3-2-1	
(ふ	⑦的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制になっている	4-3-2-1	
4	η ()	⑧いじめであるかどうかの判断を組織として行っている	4-3-2-1	
2	め付策委員会	⑨教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て 組織に報告・相談している	4-3-2-1	
		⑩集められた情報は個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を 図っている	4-3-2-1	
		①学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに 進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しをしている		
		⑩個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては関係の深い教職員も対応 に参加している	4-3-2-1	
		③適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう,構成員全体の 会議と日常的な関係者の会議に役割分担している	4-3-2-1	
		①いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという認識を共有している	4-3-2-1	
	JI.	②児童生徒の尊厳が守られ,児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止 に,全ての教職員で取り組んでいる	4-3-2-1	
	共通理	③いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っている	4-3-2-1	
3	解	④日常的にいじめの問題について触れ、いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成している	4-3-2-1	
いじめの		⑤常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示している	4-3-2-1	
防止	態度・能力育成	①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実, 読書活動・体験活 動などの推進により, 児童生徒の社会性を育んでいる	4-3-2-1	
		②幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養っている	4-3-2-1	
		③自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を育てている	4-3-2-1	
		④自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育てている	4-3-2-1	

付録 学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト

				Rについて評価 に○)
	肖	牟校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト(点検評価用)	4:とてもある 3:少しあまり 2:かまく 1:全く	はまる てはまらない
	背景・指導上の注	①授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう, 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めている	4-3-2-1	振り返り記入
		②学級や学年, 部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めている	4-3-2-1	
		③ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育んでいる	4-3-2-1	
		④児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っている		
3		⑤集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっている	4-3-2-1	
らいじ		⑥教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っている	4-3-2-1	
めの	畠	①児童生徒が活躍でき,他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全 ての児童生徒に提供し,児童生徒の自己有用感が高められるようにしている	4-3-2-1	į
防止	感・肯	②自己肯定感を高められるよう、学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められるよう工夫するとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けている	4-3-2-1	
	定感	③異学校種や同学校種間で適切に連携し、社会性や自己有用感・自己肯定感を 発達段階に応じて身に付いていくように取り組んでいる	4-3-2-1	
	:	①児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など,児童生徒自らがいじめの問題について学び,そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え,児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進している	4-3-2-1	
	取	児童生徒自身かいしめの防止を訴えるような収組を推進している ②児童生徒の「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる) ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は 誤りであることを学んでいる		
	組	③児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥らず、児童会・生徒会がいじめの防止に、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックしつつ、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけている	4-3-2-1	
		①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを共有している		:
1	ないご	②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、 いじめを積極的に認知している	4-3-2-1	
1 0	か の 早	③定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により児童生徒がいじめを訴え やすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる	4-3-2-1	
J	的光見	④日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有している	4-3-2-1	
,	<i>-</i> Ľ	⑤暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等,特定の児童生徒のグ ループ内で行われるいじめについては,被害者からの訴えがなかったり,周り の児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応している		
5 いじめ	発	①児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、 真摯に傾聴し、また、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関 わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全 を確保している	4-3-2-1	
めに対する措置	通報の対応	②発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行っている	4-3-2-1	
措置		③事実確認の結果は,校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被 害・加害児童生徒の保護者に連絡している	4-3-2-1	

		11 mx 1 1/X (C (2) 1) O () C (C) M) IT (4) O () V (III) T () V () V	学校全体の状況	兄について評価 に〇)
	<u>- 1</u>	学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト(点検評価用)	4: とてもあ 3:少まりあ 2: あまりあ 1: 全くあて	はまる てはまらない
	発見通報の対応	④いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、 十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為と認めるときは、 いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、所轄警察署と相談し て対処するようにしている	4-3-2-1	振り返り記入
		①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導している	4-3-2-1	
	l III	②いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪い のではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意している	4-3-2-1	
	児童生	③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報や個人情報等, 取り扱いやプライバシーには十分に留意して対応をしている	4-3-2-1	
į		④いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保している	4-3-2-1	
	への	⑤いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員,家族,地域の人等)と連携し,いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくっている	4-3-2-1	
 	支援	⑥いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るようにしている	4-3-2-1	
		⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに 触れ必要な支援を行っている	4-3-2-1	
5いじ	児童生徒へ指	①加害児童生徒を指導する場合、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置く のではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を 行っている	4-3-2-1	
めに対す		②いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとっている	4-3-2-1	
に対する措置		③事実関係を聴取したら,迅速に保護者に連絡し,事実に対する保護者の理解 や納得を得た上,学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保 護者の協力を求めるとともに,保護者に対する継続的な助言を行っている	4-3-2-1	
	導・	④いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させている	4-3-2-1	
	保護者	⑤いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童 生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行っている	4-3-2-1	
	へ助言	⑥いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしている	4-3-2-1	
		⑦いじめには様々な要因があることに鑑み,懲戒(学校教育法第11条の規定に基づき)を加える際には,主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく,教育的配慮に十分に留意し,いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し,健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行っている	4-3-2-1	
	果団への働きかけ	①いじめを見ていた児童生徒に対しても,自分の問題として捉えさせ,たとえ,いじ めを止めさせることはできなくても,誰かに知らせる勇気を持つよう伝えている	4-3-2-1	
		②はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめ に加担する行為であることを理解させている	4-3-2-1	
		③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶 しようという態度を行き渡らせるようにしている	4-3-2-1	
		④いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するようにしている	4-3-2-1	
		⑤全ての児童生徒が,集団の一員として,互いを尊重し,認め合う人間関係を構 築できるような集団づくりを進めている	4-3-2-1	

				兄について評価 に〇)
	学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト(点検評価用)		4:とてもある 3:少まりあ 2:かまく 1:全く	はまる てはまらない
		①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとっている	4-3-2-1	振り返り記入
5いじめ	ネットい	②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合,プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり,情報を削除したりできるようになっているので,プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じている。こうした措置をとるに当たり,必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにしている	4-3-2-1	
に対す	じめ	③早期発見の観点から,学校の設置者等と連携し学校ネットパトロールを実施 することにより,ネット上のトラブルの早期発見に努めている	4-3-2-1	
めに対する措置	へ対応	④児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の 人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知している	4-3-2-1	
置		⑤パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス),携帯電話のメールを利用したいじめなどについては,より大人の目に触れにくく,発見しにくいため,学校における情報モラル教育を進めるとともに,保護者においてもこれらについての理解を求めている	4-3-2-1	
		①児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき,迅 速に事実関係を明確にするための調査手続きに着手している	4-3-2-1	
	基本対	②いじめにより欠席することを余儀なくされている疑いがあり, 年間 30 日以上, あるいは児童生徒が一定期間, 連続して欠席しているような場合には, 迅速 に事実関係を明確にするための調査手続きに着手している	4-3-2-1	
	龙	③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態と はいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査 等に当たっている	4-3-2-1	
	調本	①重大事態が発生した場合には,直ちに学校の設置者に報告し,また,いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には,地方公共団体の長による調査を 実施することも想定している	4-3-2-1	
		②組織の構成については、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めている	4-3-2-1	
6		③学校が調査の主体となる場合,調査を行う迅速性に欠けることがないように あらかじめ,基本構成員を想定している	4-3-2-1	
重大事		①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしている	4-3-2-1	
態への	事	②学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き 合い調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいる	4-3-2-1	
対処	実関係明	③いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに,在籍児童生徒や教職員 に対する質問紙調査や聴き取り調査を行い,いじめられた児童生徒や情報を 提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施している	4-3-2-1	
	催化の	④調査による事実関係の確認とともに,いじめた児童生徒への指導を行い,い じめ行為を止めている	4-3-2-1	
	調査	⑤いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童 生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援 や学習支援をしている	4-3-2-1	
		⑥いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などに着手している	4-3-2-1	
	の他図	も不安や動揺が広がったり,時には事実に基づかない風評等が流れたりする 場合を想定し対策をしている	4-3-2-1	
		②児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援 に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの 配慮に留意している	4-3-2-1	

付録 学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト

Γ			学校全体の状況 (該当	記について評価 に〇)
	学校におけるいじめ防止等の取組チェックリスト(点検評価用)		4: とてもあ 3: 少しあて 2: あまりあ 1: 全くあて	はまる てはまらない
6重大事態への対処	その他留意事項	③他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分 配慮しながら、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等 その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明ら かになった事実関係(いじめ行為がいつ,誰から行われ,どのような態様であっ たか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒や その保護者に対して説明している	4-3-2-1	振り返り記入
		④質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童 生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行っている	4-3-2-1	
		⑤調査結果の報告の説明を受けた後,そのいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付するようにしている	4-3-2-1	
		①いじめへの対応は,校長を中心に全教職員が一致協力の体制を確立している	4-3-2-1	
	組織的体制	②一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ の防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)」で情報を共有し、いじめ への組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方につい て、全ての教職員で共通理解を図っている	4-3-2-1	
		③いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たり、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとっている	4-3-2-1	
	効 率 化	①教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図っている	4-3-2-1	
7	校	①いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組について校内研修を 行っている	4-3-2-1	
その	校内研修	②全ての教職員の共通認識を図るため,いじめを始めとする生徒指導上の諸問 題等に関する校内研修を行っている	4-3-2-1	
他のの		③教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないため に、年間計画に位置づけた校内研修を実施している	4-3-2-1	
留意事項	評	①学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価せず、問題を隠さず、 いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏ま えた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学 校は評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいる	4-3-2-1	
	価	②教員評価において,いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく,日頃 からの児童生徒理解,未然防止や早期発見,いじめが発生した際の,問題を隠 さず,迅速かつ適切な対応,組織的な取組等が評価されるようにしている	4-3-2-1	
	連	①学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、 いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じ て家庭との緊密な連携協力を図っている	4-3-2-1	
	携	②学校, PTA, 地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり, 学校運営協議会を活用したりするなど, 地域と連携した対策を推進している	4-3-2-1	
L		③より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築している	4-3-2-1	